

○飯塚市消防施設及び消防車両整備費補助金交付要綱

平成20年5月9日

飯塚市告示第59号

飯塚市消防車両整備費補助金交付要綱(平成20年飯塚市告示第6号)の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第1条 消防施設の整備強化の促進を図るため、旧筑穂町の自治会が所有する消防施設及び消防車両の整備について補助金を交付するものとし、その交付に関しては、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助金の対象及び額)

第2条 補助金の対象及びその額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の申請)

第3条 補助金を申請しようとするときは、別表に定める書類を添付しなければならない。

(補助金の実績報告)

第4条 消防施設に係る補助については、事業完了後、申請者は、実績報告書に次に掲げる書類を添付し市長に提出しなければならない。

(1) 領収書の写し

(2) 工事写真

(補則)

第5条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付申請に係る申請書等の様式その他の補助金の交付に必要な事項については、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表(第2条、第3条関係)

	消防車両	消防施設
補助金の対象	<p>継続検査に係る費用で次に掲げるもの</p> <p>(1) 自賠責保険料</p> <p>(2) 自動車重量税</p> <p>(3) リサイクル料金</p> <p>(4) 点検、整備及び検査等に係る費用</p>	<p>次に掲げる施設に係る改修及び撤去の費用うち市長が認めるもの</p> <p>(1) 消防詰所</p> <p>(2) 消防格納庫</p> <p>(3) 火の見櫓</p>
補助額	<p>対象経費の合計額の2分の1とし、限度額は5万円とする。</p>	<p>対象経費の合計額とし、限度額は80万円とする。</p>
添付書類	<p>(1) 自動車検査証の写し</p> <p>(2) 領収書の写し</p>	<p>(1) 事業計画書</p> <p>(2) 設計書又は見積書の写し</p>

備考

千円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。